

[ 農業用道路整備 ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

農道（土地改良法第2条第2項第1号 農業用道路整備）

第2節 事業の目的

本地区は、田原市の西部、渥美半島の先端に位置する面積 84.4ha の地域である。本地域の農業は、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜を主とする畑作が展開され、県下有数の農業地域となっている。

本地域の農道は狭小で未舗装の区画が多く残っており、農産物の輸送時に荷痛みを引き起こしている。

このため、本事業により、舗装を行うことで荷痛み防止等を図る。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	1.3	83.1	—	84.4	—	—	—	84.4
計画	1.3	83.1	—	84.4	—	—	—	84.4

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

愛知県田原市

### 第2節 地積

(2)(4)  
(令和7年9月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
田原市	1.3	83.1	—	84.4	—	—	—	84.4

土地改良区賦課台帳面積及び登記簿面積

### 第3節 現況

[ 全体 ] と同じ

## 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、84.4ha である。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用道路整備	1.3	83.1	—	84.4

### 第1節 農業用道路整備

地区内の農道は狭小で未舗装の区間が多く残っており、農産物の輸送時に荷痛みを引き起こしている。そのため、本事業により舗装を行うことで荷痛み防止等を図る。

### 第2節 環境配慮

本地区は、田原市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区周辺の保安林や排水路には、多様な生物が見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区として、  
農業用道路整備 11.3km  
を施工する。

予定工期

着手 令和3年度  
完了 令和10年度(予定)

### 第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される土地改良施設は、田原市及び田原市土地改良区が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
農業用道路整備	(209,000) 235,200	(14,755) 16,465	(223,755) 251,665
合計	(209,000) 235,200	(14,755) 16,465	(223,755) 251,665

(2)

(令和6年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
品 質 向 上 効 果		(18,870)	(18,870)	
		15,922	15,922	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		(△518)	(1,557)	
		△578	1,733	
営農に係る走行経費節減効果		(123,161)	(10,047)	
		123,264	10,146	
合 計		(141,513)	(30,474)	総便益額
		138,608	27,801	(2,854,108) 3,276,102

<参考>

		(159, 162)	
① 当該事業費	:	211, 750 千円	
		(30, 463)	
② その他費用	:	44, 039 千円	
		(189, 625)	
③ 総費用	:	255, 789 千円	
④ 年償還額	:	- 千円/年	
’ うち機能向上分	:	- 千円/年	
		(141, 513)	
⑤ 年総効果（便益）額	:	138, 608 千円/年	
		(302, 795)	
⑥ 現況年総農業所得額	:	228, 839 千円/年	
		(30, 474)	
⑦ 年総増加農業所得額	:	27, 801 千円/年	
評価期間	:	48 年	
割引率	:	0. 04	
		(2, 854, 108)	
⑧ 総便益額	:	3, 276, 102 千円	
		(15. 05)	
⑨ 総費用総便益比（⑧÷③）	:	12. 80	≥ 1. 0
⑩総所得償還率（④÷⑥）	:	-	≤ 0. 2
⑪増加所得償還率（④’ ÷⑦）	:	-	≤ 0. 4

## 第8章 他の事業との関係

該当なし

## 第9章 計画概要図

別添のとおり





## II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

田原市、田原市土地改良区

### 2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される道路施設は、田原市及び田原市土地改良区が管理する。

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

(1,556)

年間管理費 約 1,733 千円

※但し、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 事業に要する費用

	(224)
費用	251 百万円
	(209)
事業費 <sup>※1)</sup>	235 百万円
	(15)
事務的経費 <sup>※2)</sup>	16 百万円
	(2)

(令和6年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

#### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農 業 用 道 路 整 備	50	27.5	(22.5) R3 : - R4~:10.0	( - ) R3 :22.5 R4~:12.5	
(事務的経費)					
農 業 用 道 路 整 備	-	100	-	-	

(注) 国及び県が負担する金額以外の負担金は、田原市が全額負担する。)

-

### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする田原市土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の田原市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

### 4. 地元負担の予定基準

該当なし。

### 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

[ 区画整理 ]

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営経営体育成基盤整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号 区画整理）

第2節 事業の目的

(56.0)

本地区は、田原市の西部、渥美半島の先端に位置する面積 49.7ha の地域である。本地域の農業は、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜を主とする畑作が展開され、県下有数の農業地域となっている。

本地域は、昭和 20 年～30 年代に国営農地開発事業によりほ場や農道が整備されたが、現況ほ場は小区画で、農道も狭小で未舗装の区間が多く、営農に支障をきたしている。

このため、本事業により、換地を伴う区画整理による大区画化や農道を整備することで、生産性の向上を図り、農業経営の安定を図ることを目的とする。

第3節 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現況	—	(43.3) 36.2	—	(43.3) 36.2	(3.6) 4.0	(9.1) 9.5	—	(56.0) 49.7
計画	—	(42.8) 37.5	—	(42.8) 37.5	(5.0) 4.9	(8.2) 7.3	—	(56.0) 49.7

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

愛知県田原市

### 第2節 地積

(2)(4)

(令和7年9月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水路 (ha)	非農用地 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
田原市	—	(43.3) 36.2	—	(43.3) 36.2	(3.6) 4.0	(9.1) 9.5	—	(56.0) 49.7

登記簿面積

### 第3節 現況

[ 全体 ] と同じ

## 第3章 基本計画

(42.8)

本事業の受益面積は、37.5haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
区画整理	—	(42.8) 37.5	—	(42.8) 37.5

### 第1節 区画整理

本地区は、未整備ほ場では区画が狭小で不整形であり、営農が効率よくできない状況にある。また、道路は狭小で未舗装が多く、蛇行路線や行き止まりの路線もあり、通作に支障をきたしている。このため、区画整理により大区画化し、道路、排水路等を整備することにより、生産性の向上と農業経営の安定を図る。

### 第2節 環境配慮

本地区は、田原市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区周辺の保安林や排水路には、多様な生物が見られ、良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工中において、整備範囲内で発見した保全対象生物については整備範囲外へ移動させることで個体数への影響の軽減を図る。また、施工時期は生息する生物への影響が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図り、周辺環境に配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工事

工事は、県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区として、  
区画整理

	(42.8)
整地工	34.3ha
	(7.6)
道路工	6.6km
	(1.3)
排水路工	2.0km

を施工する。

予定工期

着手	令和3年度
完了	令和10年度(予定)

### 第2節 管理の要領

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される土地改良施設は、田原市及び田原市土地改良区が管理する。

県営経営体育成基盤整備事業伊良湖3期地区により整備される農地(整地工)は各受益者がそれぞれ管理する。

## 第5章 換地の要領

[全体]と同じ

## 第6章 費用の概算

(単位:千円)

事業名	事業費 <sup>※1)</sup>	事務的経費 <sup>※2)</sup>	合計
区画整理	(376,000)	(26,675)	(402,675)
	422,000	29,385	451,385
合計	(376,000)	(26,675)	(402,675)
	422,000	29,385	451,385

(2)

(令和6年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効 用

(単位:千円)

効果項目	区分	年 総 効 果 ( 便 益 ) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果		(11,893)	(11,454)	
		12,345	13,329	
品 質 向 上 効 果		(9,812)	(9,812)	
		7,617	7,617	
営 農 経 費 節 減 効 果		(13,741)	(13,741)	
		1,738	1,738	
維 持 管 理 費 節 減 効 果		(△1,526)	(276)	
		△1,531	302	
営 農 に 係 る 走 行 経 費 節 減 効 果		(60,906)	(4,350)	
		58,515	4,425	
耕 作 放 棄 防 止 効 果		(734)	—	
		242		
地 籍 確 定 効 果		(1,076)	—	
		1,180		
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果		(1,247)	—	
		979		
合 計		(97,883)	(39,633)	総 便 益 額
		81,085	27,411	(1,841,095) 1,854,412

<参考>

		(286, 511)	
① 当該事業費	:	419, 670 千円	
		(140, 600)	
② ②その他費用	:	265, 111 千円	
		(427, 111)	
③ 総費用	:	684, 781 千円	
		(3, 247)	
④ 年償還額	:	3, 938 千円/年	
		(3, 247)	
⑤ 'うち機能向上分	:	3, 938 千円/年	
		(97, 883)	
⑥ 年総効果（便益）額	:	81, 085 千円/年	
		(157, 822)	
⑦ 現況年総農業所得額	:	100, 904 千円/年	
		(39, 633)	
⑧ 年総増加農業所得額	:	27, 411 千円/年	
評価期間	:	48 年	
割引率	:	0. 04	
		(1, 841, 095)	
⑨ 総便益額	:	1, 854, 412 千円	
		(4. 31)	
⑩ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	2. 70 $\geq$ 1. 0	
		(0. 021)	
⑪ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0. 039 $\leq$ 0. 2	
		(0. 082)	
⑫ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0. 144 $\leq$ 0. 4	

## 第8章 他の事業との関係

該当なし

## 第9章 計画概要図

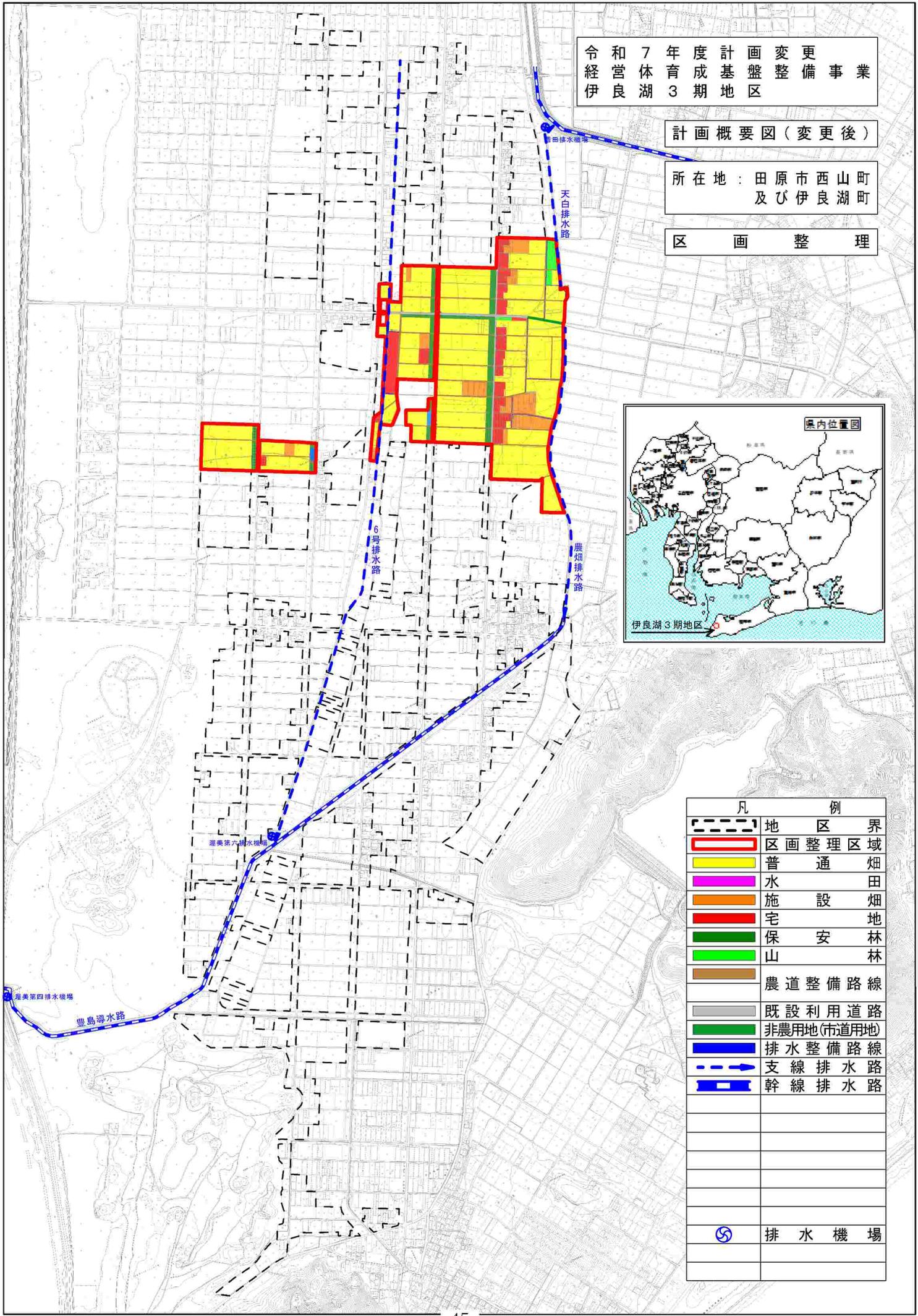
別添のとおり

令和7年度計画変更事業  
 伊良湖3期地区  
 体育成基地  
 整備事業

計画概要図(変更後)

所在地：田原市西山町  
 及び伊良湖町

区画整理



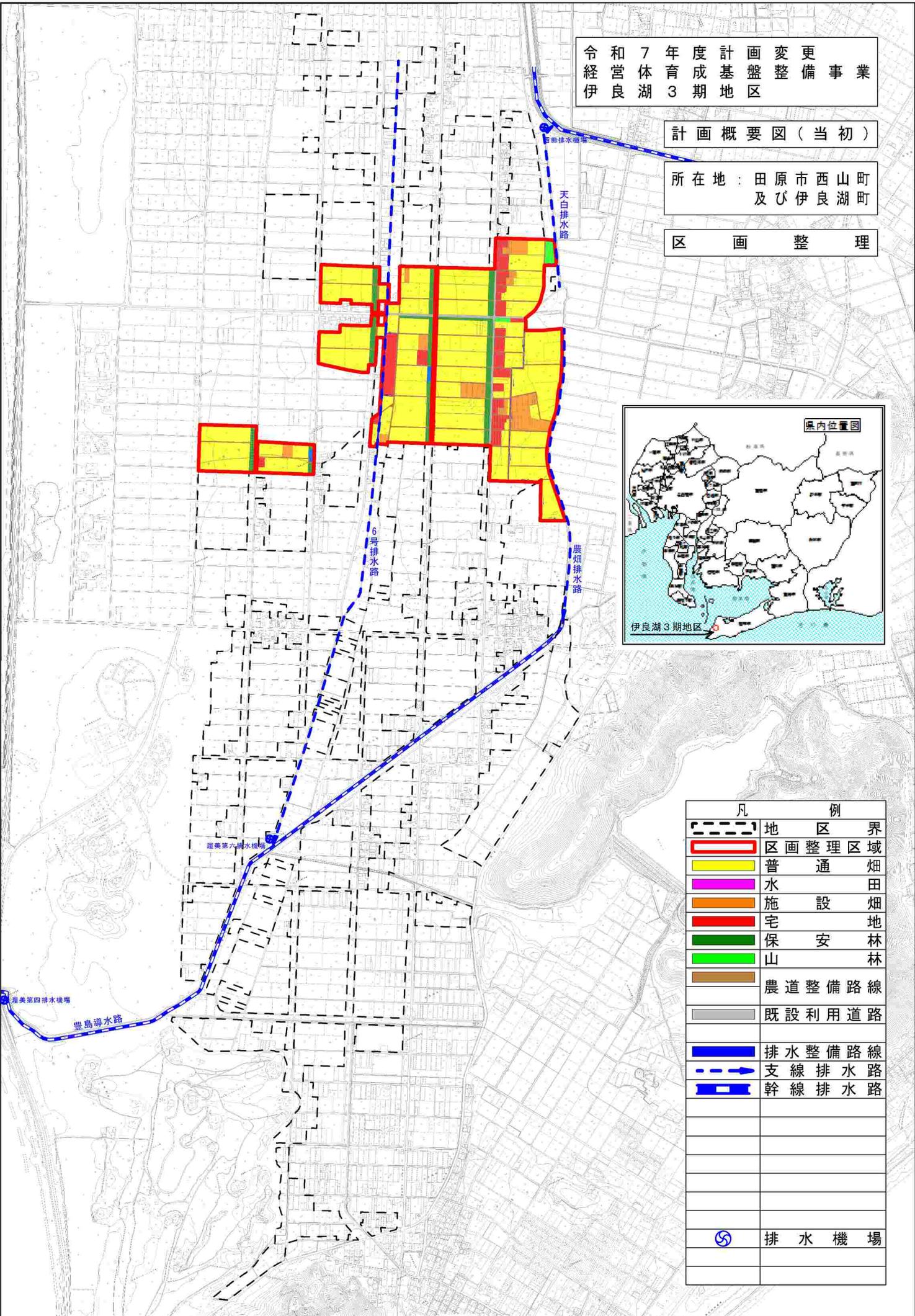
凡 例	
	地区界
	区画整理区域
	普通畑
	水田
	施設畑
	宅地
	保安林
	山林
	農道整備路線
	既設利用道路
	非農用地(市道用地)
	排水整備路線
	支線排水路
	幹線排水路
	排水機場

令和7年度計画変更事業  
伊良湖3期地区  
体育成基地  
整備盤整

計画概要図(当初)

所在地：田原市西山町  
及び伊良湖町

区画整理



凡 例	
	地区界
	区画整理区域
	普通畑
	水田
	施設畑
	宅地
	保安林
	山林
	農道整備路線
	既設利用道路
	排水整備路線
	支線排水路
	幹線排水路
	排水機場

## II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

田原市、田原市土地改良区、各受益者

### 2. 管理すべき施設の種類

関係地域において整備される排水施設は田原市が、道路施設は田原市及び田原市土地改良区が、農地及びこれらに付帯する施設は各受益者がそれぞれ管理する。

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

(829)

年間管理費 約 915 千円

※但し、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本事項

管理者が別に定める管理規程による。

### Ⅲ. 県営土地改良事業（伊良湖3期地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 事業に要する費用

	(403)
費用	451 百万円
	(376)
事業費 <sup>※1)</sup>	422 百万円
	(27)
事務的経費 <sup>※2)</sup>	29 百万円
	(2)

(令和6年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1)事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

#### 2. 負担区分の予定割合

(単位:%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	50	27.5	(10.0) R3 : - R4~:10.0	(12.5) R3 :22.5 R4~:12.5	
(事務的経費)					
区画整理	-	100	-	-	

#### 3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域を地区とする田原市土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

本事業の施行に係る地域の田原市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

田原市土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

#### 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。